

江戸川区議会会議規則の一部を改正する規則

江戸川区議会会議規則（昭和三十一年十月江戸川区議会規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改め、「第百三十条」の下に「―第百三十二条」を加える。

第四条第三項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第七条中「すべて」を「全て」に改める。

第九条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を繰上又は延長することができ。

第十四条第一項及び第二項中「そなえ」を「備え」に改め、同条第三項中「配付」を「配布」に改める。

第十七条第一項中「そなえ」を「備え」に改め、同条第二項中「配付」を「配布」に改める。

第十八条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第十九条第一項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第十九条第二項及び第三項中「承認」を「許可」に改める。

第二十条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第二十一条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第二十三条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第二十四条第一項中「終った」を「終わった」に改め、同条第二項中「終わらな

い」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第二十九条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従つて」に、「投票を

備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第三十条中「終った」を「終わった」に改める。

第三十一条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第三項中「聞いて」

を「聴いて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、

議長が定める。

第三十三条及び第三十六条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第三十八条第一項中「聞き」を「聴き」に改める。

第三十九条中「まつて」を「待つて」に改める。

第四十一条及び第四十三条中「終った」を「終わった」に改める。

第四十五条第二項中「終る」を「終える」に改める。

第四十九条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十条第一項ただし書中「すべて」を「全て」に、「終わった」を「終わった」に改め、同条第五項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第五十二条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第五十三条第一項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項中「発言を」を「、発言を」に改め、同条第三項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第五十四条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「この」を「、この」に改める。

第五十五条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第五十七条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第五十八条第一項中「終わった」を「終わった」に改め、同条第四項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第五十九条中「できない。」の下に「ただし、」を加える。

第六十七条中「聞く」を「聴く」に改める。

第七十六条第一項中「終わった」を「終わった」に改める。

第七十六条の二中「含む」の下に「ものとする」を加える。

第七十七条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第八十条第一項中「とらう」を「採らう」に改め、同条第二項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第八十一条第一項中「とる」を「採る」に改める。

第八十四条中「第三十一条」を「第三十一条第一項から第三項まで」に改める。

第八十六条第一項中「はかる」を「諮る」に改め、同条第二項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第八十七条第一項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第二項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

「第九章 公聴会、参考人」を「第九章 公聴会及び参考人」に改める。

第八十八条中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第九十条第一項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第九十一条第二項及び第九十四条第一項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第九十五条第二項中「、法人」を「並びに法人」に改める。

第九十七条第一項中「配付」を「配布」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第九十七条第二項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第九十八条第三項中「委員会に出席する」を「説明する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長長の許可を得なければならない。

第百条中「附け」を「付け」に改める。

第百一条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第百四条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第百八条を次のように改める。

（決定の通知）

第百八条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第百十条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改める。

第百十六条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第百十九条中「かわつて」を「代わつて」に改める。

第二百一十一条中「こえる」を「超える」に改める。

第二百五条第一項中「通り」を「とおり」に改め、同項第九号中「委員会報告等」を「委員会報告書」に改める。

第二百十九条第二項中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第三百十条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第三百十二条とし、第十七章中同条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第三百十条 議長が行う通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができると記載された紙その他の有体物（第五項及び次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

2

前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、

当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとしき（第二十条（日程の作成及び配布）、第六十条第四項及び第五項（一般質問）、第九十六条第一項（請願文書表）並びに第九十七条第一項（請願の委員会付託）の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議長が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができ、措置を採るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置が採られた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

4 議長が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわら

ず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

5 議長から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議長が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。」とする。

（電磁的記録による作成等）

第百三十一条 この規則の規定（第二十八条第一項（投票用紙の配布及び投票箱の点検）（第八十四条（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議長が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこ

の規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）が改正され、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となったことから、オンラインによる手続きの対象を定めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。